なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、法務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第４．５⑵記載の（例）参照

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第４．５⑶記載の（例）参照

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して法務省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）

第４．５⑷記載の（例）参照

なお、法務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

３　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】

法務省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定（法第23条第１項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。

⑵　第三者に提供される個人データの項目

（例）

・　氏名、住所、電話番号

・　氏名、商品購入履歴

⑶　第三者への提供の手段又は方法

（例）

・　書籍として出版

・　インターネットに掲載

⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、法務省関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、⑵又は⑶の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・　住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ⑴から⑷の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第２．９の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

４　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定（法第23条第１項から第３項まで）にかかわらず、法務省関係事業者は当該個人データを提供することができる。

⑴　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

⑵　合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

⑶　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア　共同利用をする旨

イ　共同して利用される個人データの項目

ウ　共同して利用する者の範囲

エ　利用する者の利用目的

オ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合（第７．１の規定参照）は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合（第４．２⑴の規定参照）は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

１　保有個人データに関する事項の公表等【法第24条関係】

⑴　法務省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア　当該法務省関係事業者の氏名又は名称

イ　すべての保有個人データの利用目的（第５．４⑴から⑶までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合を除く。）

ウ　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（７の規定（法第30条第２項）により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）

㋐　利用目的の通知の求め（⑵の規定（法第24条第２項）参照）

㋑　開示の求め（２⑴の規定（法第25条第１項）参照）

㋒　内容の訂正、追加又は削除の求め（３⑴の規定（法第26条第１項）参照）

㋓　利用の停止又は消去の求め（４⑴の規定（法第27条第１項）参照）

㋔　第三者提供の停止の求め（４⑵の規定（法第27条第２項）参照）

エ　当該法務省関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

オ　当該法務省関係事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

⑵　法務省関係事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

ア　⑴の規定（法第24条第１項）により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

イ　第５．４⑴から⑶までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合

２　保有個人データの開示【法第25条関係】

⑴　法務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ア　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　医療機関等が患者の病名等を開示することで患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合